

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた 制度のあり方について（答申） 【概要】

背景と経緯

資源効率、循環経済が提唱される中、今後の廃棄物政策は、単なる処理ではなく、気候変動、資源確保等、その他課題を包括して進める必要があり、本市の産業廃棄物処理の新しいビジョンとそのための方策を示す。

産業廃棄物を巡る本市の現状

- 本市内からの産業廃棄物排出量は約400万tであり、その再生利用率は46%（全国平均で53%）、最終処分率は6%（全国平均で3%）。不適正処理は年々減少傾向。
- 域外搬入分を含む市内での産廃処理量は500万t（自社処理と処理業者がおおよそ半分ずつ）、そのうち処理業者による域外物の処理が全体のおおよそ4分の1を占める。
- 本市の産業廃棄物処理の許可件数は、収集運搬業が326者、中間処理業が166者、最終処分業が5者であり、処理量ベースで計算すると、約690億円の市場規模。
- 本市では不法投棄監視の他、紛争予防要綱、広域移動要綱や各種報告制度によって、適正処理を確保。また、優良認定要綱によって優良な排出事業者や処理業者を育成。
- 本市では環境未来税を設け、最終処分に対して課税しているが、3R推進上の効果は不明。
- 国において廃棄物処理法・パーゼル法の改正、循環基本計画の改定等が進行。

本市の強み（○）と今後の課題（▲）

（1） 経験・技術・インフラの観点

○ものづくりや公害克服の経験、高度な処理技術、インフラとしての最終処分場、港湾をはじめとする物流拠点の存在

▲産業廃棄物処理業は、中小企業が多く、3Rや生産性、労働安全衛生、人材育成等、全体としての底上げが不十分
▲高い最終処分率・処分場を可能な限り有効利用する必要性

（2） 地域や産業との共生の観点

○製造業を始めとする多様な産業の集積、市民の環境への理解

▲産業廃棄物排出量の中長期的な低減
▲産業廃棄物処理業界における人材確保、火災や労働災害の低減、イメージ改善

（3） 国際協力の観点

○環境国際協力のノウハウ、アジアとのネットワーク

▲国際的な循環資源の争奪や静脈ビジネスの競争激化

（4） 政策の観点

○エコタウン事業や優良認定、助成制度を通じた業者育成、不適正処理防止のための各種要綱

▲産業廃棄物処理全体の底上げや排出事業者対策の強化
▲優良認定推進・電子マニフェスト導入・再生品の積極活用などの公共のより積極的な取組み。
▲一層の低炭素化や自然共生、災害対応等の推進。

産業廃棄物処理の方向性

（1）処理業から総合的な資源・環境産業へ

⇒動脈産業の受け皿としての廃棄物処理業から、再生資源等を生み出す「資源産業」、及びトータルでの環境負荷低減や付加価値を生み出す「トータル環境ソリューション産業」へ。

（2）いわゆる「迷惑施設」から地域と共生する産業へ

⇒労働安全衛生の向上、地元人材の雇用、人材育成、イメージ改善、災害・エネルギー拠点化を図るとともに、地域の製造業や農林水産業と連携して地域の資源、資金、自然、人材の循環を図る。

（3）我が国及び世界の資源循環拠点へ

⇒北九州産廃ブランドを確立し、地域や国内の産廃を集積して高度処理を行うとともに、海外の廃棄物の受け入れや海外展開等を図る。

（4）政策統合による環境首都・SDGsの実現へ

⇒国・近隣自治体との連携、製造部門との連携、他の政策分野（経済・防災・労働等）との連携を図り、産廃処理の分野からSDGsや環境首都の実現をリード。

制度見直し等の主な方向性

排出事業者	産業廃棄物処理業者	全体の高度化に向けた取組み
- 産業廃棄物計画制度の拡充 - 原単位の改善を促す措置 - 優良な排出事業者の評価・認定制度 - 適正な処理委託の推進 - 様々な経済的措置	- 透明性・トレーサビリティの向上 - 優良な産業廃棄物処理業者の評価・公表制度や指針・ガイドラインの作成 - 専門性向上・人材育成 - 地域での役割発信を通じたイメージアップ	- 再生利用指定制度やグリーン調達による再生利用推進 - 最終処分場の有効活用 - 国際資源循環などの推進 - ICT・AI・ビッグデータなどの新技術の導入促進 - 行政手続の電子化・合理化 - 排出事業者・処理業者・行政等によるマッチング強化や情報共有